

令和3年度 第9回自治基本条例(仮称)策定専門部会議事録

日時:令和4年3月31日(木)

午後6時00分から午後8時30分

場所:役場4階委員会室

1 開会

・出席者

部 会 員:源津 憲昭、京屋 愛子、井口 真幸、板東 康治、森部 富士樹、佐々木 良栄、

※敬称略 計6名

町議会議員:八木 幹男、大坪 正明、野村 祐司、桑谷 覺

※敬称略 計4名

役 場 職 員:佐藤 誉修、田之岡 輝和、藤原 元貴、高島 真由美、荒明 慎久、鈴木 高悠、

才川 育世、佐藤 衡一、高橋 正人

※所属及び敬称略 計9名

事 務 局:まちづくり推進課 新村課長、安藤係長、宮崎主事

2 挨拶

3 全体会議

(1)中間報告案の意見交換

①第6章「議会」の再確認について

(起草チーム)

・「議会」の章の論点整理から進めたいと思います。

・前回の専門部会における意見を踏まえまして、今回の仮置き案を作成しました。ベースは美幌町の条文です。少し文言を変えていますが、今回悩んだ箇所は「議員の責務」の2番です。「議員は、町民から選ばれた公職者として、常に町民意思の的確な把握及び自己研鑽を図るとともに、政策提言の充実に努めなければなりません」としていますが、「常に」という言葉と、「政策提言」という言葉を記載していません。基本的には、議会会議規則に規定してあることや、既に実施していることについても、さらなる充実に図るために本章で明記しております。

・議会の論点整理については、前回の部会で皆さんからいただいたご意見をもとに構成しておりますが、基本的には美幌町がベースになっています。また、意見交換会は議会のほうで実施実績がないため、この中には盛り込んでおりません。

・議員の皆様は質問ですが、前回の専門部会の後に議会または議員の皆さままで報告会を実施した、もしくは何か意見をいただいたということはありませんでしょうか。

(議会)

・時間がなかったもので、資料だけ共有しています。

(起草チーム)

・ありがとうございます。議会の論点整理については以上です。

②第7章「行政」について

(起草チーム)

・続きまして行政の論点整理について説明します。

・資料が渡っていると思いますが、基本的には、美幌町の条文がベースとなっております。こちら、基本的には、「行政の責務」を規定するという意見が多かったため、このような文言を入れています。

・論点1-2については、回答数が0の項目以外は、基本的には文言として、全て、責務や役割の中に落

とし込むような形で仮置き案を作成しています。

・続きまして「町長の責務(役割)」についてです。規定するという意見が大多数の回答となりました。こちらに関しましては、論点2-2「町長」の責務(役割)をどこまで規定するかにおいて、回答数が0以外のものを大体入れていると思います。論点2-3の就任時の宣誓を規定するかについては、こちらは少し判断が難しい状況ではありましたが、規定しないという意見の方が多かったので規定しておりません。

・続きまして、「職員の責務(役割)」についてです。こちら、責務を規定するというご意見を多数いただいております。論点3-2「職員」の責務(役割)のどこまで規定するかについては、「公正・誠実・能率的に」や「地域の課題に対する施策を立案し、実現する能力の向上に努める」を規定するというご意見が多かったので盛り込んでおります。

・その他の論点についてです。「行政(執行機関)」の組織・執行体制を規定するかという論点に対して、規定をしないという回答が多数でした。様々な理由がありますが、「町長の施策に制限をかける恐れがないか懸念」という意見がありました。

・論点5のその他具体的な規定を設けるかについても、設けないという回答が多数でした。設けるという意見の中に、「災害時における非常体制の発動、町長と執行機関の動き、町民の役割と連携、議会との役割分担および連携について規定する」という意見がありましたが、恐らく、役場内にそのようなルールが既にあると思われ、それが町民に浸透していないから、この中で設けることも一つの手かと思いましたが、今後、情報公開の中で、そのようなものを発信していただければと考えました。

・「行政」の章に係る中間報告案の説明は以上です。

(委員 A)

・議会の論点は大体、先日の議論のとおりまとめられたと思いますが、私たち専門部会員は、立場上、町民に質問や説明を求められることもあるので、聞いておきたいと思う点が3点ございます。

・1点目は議員さんへの質問ですが、「議会の役割」の2のところに、「議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議の機会を拡充するよう努めなければなりません。」とあり、議会会議規則をめぐってみると、自由な討議の機会を拡充するという書き方はどこにもなく、その代わり、討論を用いないで進めるというような条項があり、少し後退した印象を受けます。ちなみに全国的に評価の高い芽室町の議会基本条例は、活発な討論を経て意思決定を行うとなっていて、討議による政策論争を推奨しているということで、この役割の2に書いた条項を具体化する方策は本当にあるのかということ、今日全て回答する必要はありませんので、懸念を申し上げておきたいなと思います。

・2点目は、町民等の情報というと、町民参加について、新しい項目が設けられました。その中に3つありますが、公聴会制度と参考人制度の活用実態は現在あるのか教えてください。また、町民の請願、陳情もありますが、これの件数は現在どうなっているのかを教えてください。

・3点目の政策論争は、例えば仮置き案の第3章の「町民参加」の対象のトップが総合計画になっており、また、第9章の「行政運営」のトップが総合計画となっています。なので、議会の政策提案は総合計画に反映して初めて行政の監視ができていると私は思いますが、今年つくろうとしている総合計画に議会のアイデアを盛り込む動きがあれば説明していただきたいと思います。

・また、議会基本条例を検討すべきという意見が多かった中で、専門部会も過去にそのような前提で議論を進めた経過の中で、今回、議会基本条例を策定しないで「議会」の章の中で規定していくことになりましたが、その経過はですね、我々がいなくなったらどこにも残らないので、そのような経過というのは記録として中間報告案の「専門部会では」の項目で記載しておく必要があるのではないかと思います。

(議員 A)

・議会における公聴会、参考人、それから請願、陳情、こちらにつきましては、私3期目になりますが、現状、3期のうちに出てきたことはありません。

・総合計画を起点とする議論ということは、賛成であります。

・議員個人として、ここの中で3、4点気になることがあったので、述べさせていただきたいと思います。

・「議会の役割」については、ここの議会は、討論を基本としているところですが、これは恐らくこの討議という内容になると思いますが、1項につきましては、議会は、選挙で選ばれた町民の代表機関であり、町

という団体の意思決定機関です、という記載は必要ではないのかという考え方をしております。

・2項目の「議会は、討論を基本とし」の箇所ですが、議会は言論の府であるということや、合議制の機関であることを基本とし、このような考え方のほうが良いと思っています。分かりやすい条文にするということで省略されたのかなと思いますが、やはりここがスタート地点になると思っておりますので、ご検討いただければと思います。

・「議会の権限」について、監査請求と調査権の項目がありますが、これは地方自治法ではこの第78条で検査権、それから第98条では監査請求権、それから第100条では調査権の3項目がありますので、やはりこの3項目を並べた方が良いと考えています。

・「議会の責務」について、「基本理念、基本原則及び制度を遵守し」とありますが、ここの部分の認識がないのでお答えできませんが、少し疑問の残るところと思っています。2項目について、「町民の意見を聴取し」という表現がありますが、少し上から目線に感じるので、他に適当な言葉がないものかと思っています。

(事務局)

・議会基本条例について、「専門部会では」の中に記載されていないという話がありましたが、確かにそのような議論がありましたので、議会基本条例の議論の内容を追加するようにしたいと思います。

・先ほど議員のほうからご指摘のあった部分について、事務局でも再度起草チームと協議をして、整理させていただきたいと思います。「議会の役割」のご指摘の部分については、やはり議会の1丁目1番地の部分をご指摘いただいたと思いますので、そういった点も含めて、再度整理をしたいと思います。

(議員A)

・「行政」の章の論点整理の9ページ、その他の項目で、長野県の飯田市のまちづくり委員会の話がありましたが、ここのところは美瑛町のまちづくり委員会と少し違う組織になっておりますので、説明させていただきたいと思っています。飯田市のまちづくり委員会は、いわゆる内閣府で取り組んでいる地域運営組織で、予算を組み込んだ組織になっています。そのようなこともあり、中を見ていきますと、町内会あるいは自治会から、まちづくり委員を選出してまちづくり委員会を構成しています。また、まちづくり委員会では、地域の基本構想あるいは基本計画まで取り組む、完全な自治組織となっています。飯田市では市内に20地区あって、その中の18地区でまちづくり委員会が組織されており、18のまちづくり委員会があると理解いただければと思います。したがって、1月31日に江藤先生が言われた、飯田市のまちづくり委員会との協働による政策サイクルとは、飯田市内にある18のまちづくり委員会との意見交換における意見を基に、政策提言あるいは議会による行政評価、決算審査、予算要望、予算審査等を行っているということでご理解いただければと思っています。先ほど委員からお話のありました総合計画については、江藤先生は総合計画を軸とした地域経営に取り組むべきという提言をされていたところからも、総合計画から論点を広げることが大切だと考えています。

(委員A)

・「行政」の章の論点整理について、町長の第1の責務は、職員を指揮監督することでも、人材育成でもなく、町民の信託を受けた町の代表者として、法令等を遵守し、公正かつ誠実に執行しますとどこの市町村も書いてあるので、「町長の責務」のアンケートの項目は少し抜けていたのではないかと思います。

・町長はその自治の拡大に努力するという項目を入れた方が良いと思います。別に宣誓はいいですけど、やはり努力する責務を入れた方が良いです。また、議会も自治基本条例を遵守して、拡充していくことは責務としてあると思います。

・2点目は、論点1の執行機関と論点2の町長の順番が逆だと思います。どこの町を見ても、町長が1番先です。1ページの下にある私の理由・考え方のところに、データがあります。町民から見れば、町民の信託を受けた町の代表者ですから、選挙で選んでもいない行政がトップにあるのはおかしいと思います。また、中学の公民の教科書でも、小学校の教科書でも、地方議員と首長が二元代表制であると書いてあり、地方自治の最初の説明になるので、町民にとって見やすいということで、町長を先に出したらいかがでしょうか。

・執行機関の組織体制は、項目を設ける必要はありませんが、逆に職員の方に聞きたいのですが、将

来困ることはないのでしょうか。今後の流れとして、特命プロジェクトが増え、通常業務と兼務があつて、職員個人の残業が増えると、組織としても、どちらの成果を評価していいのか分かりにくいということは私の会社時代も常にありました。なので、そのような組織横断的な専任のプロジェクト体制でというのが世の中の流れの方向になっています。このあたりは、皆さんの意見も少し聞いたらどうかと思いました。

(事務局)

・順番に関しては、今日いただいたご意見をもとに、改めて検討させていただきます。

・「町長の責務」の規定の部分について、先ほど「議会の責務」においても1丁目1番地について申し上げましたが、確かにバランス的には、「町長の責務」の1丁目1番地が抜けていることに気づきましたので、そこも含めて再度検討させていただきたいと思います。

(起草チーム)

・組織体制に関しましては、美瑛町課設置条例があることを存じ上げていましたが、組織体制の在り方は、ここで条例に盛り込むべきでしょうか。

(委員 A)

・他の自治体でもそのように規定している事例がありますし、なかなか良い内容だなと思ったところです。

(事務局)

・組織体制の在り方については、「行政運営」の章で具体的に規定する例がありますので、「行政」の章で規定するよりも、「行政運営」で扱ったほうが良いかもしれません。

(起草チーム)

・他に意見等が無ければ、今いただきましたご意見を踏まえて、事務局ともう一度練り直したいと思いません。

(2)勉強会

(事務局)

・それでは、第9章「行政運営」について説明させていただきます。

・今回の章では、「総合計画」や「行政評価」、「財政運営」など、行政運営に必要な規定を検討することになります。次回は、第10章と11章をあわせておこないますので、4月の部会で、一通り、条文の仮置き作業は終了することになります。

・前回の「行政」の章では、行政の責務や役割、町長の責務や役割、職員の責務や役割の規定について説明させていただきました。その中では、「公正かつ公平に事務を遂行すること」や「町民にわかりやすく説明すること」「中長期的な視点に立って事業を実行すること」などが、言葉として出てきておりますが、条例で規定する言葉になりますので、抽象的な表現にせざるを得ないものとなっております。

・そこで、本章では、前回の章で勉強した行政や町長、役場職員の責務や役割を果たすために、どのようなことを取り組まなければならないか、行政運営における具体的事項をどこまで規定するかが検討課題となります。

・こちらは、行政と議会と町民の三者における、行政活動を中心としたかわり方を簡単に示した図になります。行政活動は、法律や条例に基づき実施されるもののほか、職員の政策提案によって実施されるものもあります。これらの行政活動は、総合計画が根拠となり、適正な財政運営の下で行われることとなります。行政活動の中で、これまでの事務事業を評価する仕組みや、防災などの危機管理体制の確立など、様々な行政活動がつながり合いながら進められております。

・また行政活動の中には、多くの審議会が設置されており、町民との情報共有や町民参加の場となっております。現行条例では、まちづくり委員会が町民と行政との情報共有や町民参加の最上位の場として規定されております。

・それ以外には、都市計画審議会や教育委員会、景観審議会、健康と福祉のまちづくり会議などが、対象となります。

・また、第7章では、議会について勉強しましたが、議会は行政活動の審議と調査をすることとなります。

・行政運営の章で、具体的事項を検討する際のポイントとして、次の4つを押さえておく必要があります。

一つ目に、情報共有の部分が具体化されているか。二つ目に、町民参加の部分が具体化されているか。三つ目に、行政内部における政策間連携、いわゆる部署間の連携がとれているか。四つ目に、「目指します」や「努めます」などの努力義務となっていないか、が挙げられます。

・これらのポイントを踏まえ、行政運営の章における基本的な構成がどのようになっているのかを勉強していきたいと思います。

・行政運営の章を構成する具体的規定について、20個の規定を例として挙げさせていただきました。他の自治体では、これ以外の規定があることもありますが、道内自治体で一般的に規定されることが多い規定を例として挙げております。全ての規定内容を具体的に説明はしませんが、代表的な規定についてのみ、その内容を説明していきたいと思います。

・まず、総合計画の規定になります。総合計画は、自治基本条例に基づいて策定される、まちの最上位計画となりますので、ほとんどすべてのまちで規定されております。美瑛町の現行条例でも、総合計画は規定されておまして、まちづくり委員会の審議事項の一つとなっております。現行計画につきましては、美瑛町共有ビジョンの町民まちづくりワークショップなどの取り組みなどを踏まえ、令和4年度に全面改訂を予定しております。令和5年度からの開始に向けて準備を進めていく予定です。

・行政評価につきましては、行政が行う政策に対しまして、最近ではKPIという形で設定しておりますが、目標に対する達成度や町民満足度などで評価をする取り組みとなります。

・美瑛の現行条例におきましても、「まちづくり評価」という言葉で、行政評価を行う規定が設けられておまして、現在は行政内部における小事業を原則すべて評価する方法で実施してきております。その評価結果をまちづくり委員会内で報告をして、ホームページ等で公表をするという流れで進めております。

・この評価方法につきましては、作業量に見合う成果が得られていないという趣旨のご指摘を、まちづくり委員の皆さんからもいただいておりますので、次年度以降、総合計画の策定と合わせ、検討していきたいと考えております。

・意見聴取につきましては、昔の自治基本条例を検討する際に使われていた言葉になりますが、行政と町民が、どのように情報共有を図っていくかという具体的なルールが規定される項目となります。このルールに基づいて、行政の重要な政策や、町民の皆さんにとって影響のある取り組みについて、事前に情報共有を図りながら、意見を聴き、反映させていくということになります。

・現行条例では、ご覧のとおり様々なルールが規定されておまして、町民コメント制度は現在でも実施している取り組みとなります。

・しかしながら、まちづくり町民集会や町政モニター制度などは、近年では取り組まれていないルールとなりますので、変更が必要になってくると思われます。

・近年の新たな取り組みとしては、町民まちづくり提案事業や未来トーク、移住定住促進協議会によるまちづくり井戸端会議、公式SNSによる情報発信などが挙げられます。このような新しい取り組みや、今後展開されていく情報共有の手段をどのように条例で規定していくかが論点となります。

・また、具体的なルールについては、町民参加の章で議論をしてきている経過もありますので、本章では規定をせずに、町民参加の章を振り返る際に再度検討することも考えられます。また、細かいルールを規定する方法については、条例で規定する方法や、条例の下の規則で規定する方法、逐条解説やパンフレットで明記する方法など、その内容と段階に応じて様々な方法がありますので、振り返りの際には検討していく必要があると思われます。

・附属機関の規定につきましても、町民参加を推進するための重要なルールとなります。美瑛町では、先ほどご説明した「審議会」の設置が、これに当たりますが、まちづくり委員会が設置されている理由としても、まちづくりへの情報共有と町民参加を推進することが大きな目的となっております。

・現在のまちづくり委員会の審議事項としては、「総合計画に関すること」や「主要施策の企画立案に関すること」「町民意見や提案の反映に関すること」などが、審議事項として規定されております。自治基本条例の中にも、規定されなければならない重要なルールになるのではないかと考えております。

・行政手続につきましては、行政が行っている事務手続を、公正に進めることや、透明性を図ることなどを規定するものになります。美瑛町では、「行政手続条例」が別に規定されていますので、具体的な事

項につきましては、この条例に帰属する形になろうかと思ひます。自治基本条例の中で、この規定を盛り込むのであれば、「行政手続条例」に基づくという条文になろうかと思ひます。

・財政運営につきましては、町民の皆さんの税金などによって支えられている自治体の財政について、適切に執行することなどが規定されます。財政状況をわかりやすく公表することや、適正かつ効率的に執行されることなどが規定されます。美瑛町では、財政運営計画を別途作成しておりまして、ホームページ等で公表をしているところです。

・苦情処理は、町民からの意見や要望、苦情に対する対応を規定するものになります。

・組織体制は、まちづくりにおいて重要な役割を担っている役場組織の機構のあり方を条例で明確化するものになります。

・政策法務は、法律や条例に基づいて、課題解決を実施することということで、どれも「当たり前規定」というものになります。

・公益通報は、行政内部において、違法な行為や、適正な行政執行を妨げるような行為があった場合に、職員が通報できる仕組みを定めるものになります。

・財政状況の公表は、先ほども同様の規定が出てきましたが、予算・決算等の内容をわかりやすく町民の皆さんへお伝えすることを規定するものです。

・予算編成は、町の財政事情や、予算を編成していく過程の見える化を図るものです。また、予算編成過程において、町民意見を反映する取り組みなどもあります。

・予算執行は、執行状況をわかりやすくお伝えする取り組みとなります。

・行政改革は、行政内部の事務全般について、よりよいサービスを町民の皆さんに提供するための改革を推進する規定になります。美瑛町では、第7次行政改革大綱を策定しておりまして、事務の効率化を図るためのデジタル技術(DX)の導入などが規定されております。

・危機管理は、災害時の対応についての規定になりまして、美瑛町では、地域防災計画により、災害時において実施すべき具体的事項を定めております。

・財産管理は、建物や土地、上下水道など、町有財産を適正に管理していくことを規定するものです。美瑛町では、公共施設等総合管理計画を策定しておりますので、この計画に基づいて、インフラ等の維持管理を総合的かつ計画的に進めることが明記されております。

・出資法人等は、財政援助出資団体への指導や監督について規定するものになります。財政援助出資団体とは、町政と密接な関係のある団体で、町が継続して財政的な支出を行っている団体のことを指しており、美瑛町では、土地開発公社、物産公社、農業振興機構、活性化協会の4団体がこれに当たります。この4団体の活動内容につきましては、毎年6月の議会定例会にて、町から議会へ報告をしているところです。

・外部監査は、適正な行政運営を確保するために行う監査委員による監査の規定になります。美瑛町では、監査委員条例に基づきまして、決算の審査や、出納検査、財政援助団体の監査などを行っております。

・決算は、年度ごとの決算に係る説明書類を作成しまして、わかりやすく公表することなどを規定する項目となります。

・このように、行政運営の章で規定される具体的事項は幅広くありますので、特に明記すべき規定を部会の皆さんとの議論の中で絞り込んでいく必要があります。

・次に、他の自治体の条例を確認していきたいと思ひます。

・美幌町ですが、総合計画、財政運営、行政評価、行政手続、政策法務、危機管理、公益通報の7項目が規定されております。美瑛町のまちづくり委員会にあたる審議会の規定につきましては、別の章で規定されております。

・八雲町につきましては、美幌町とほとんど同じ内容となっておりますが、公益通報のみ規定されていない形となっております。

・東京都武蔵野市につきましては、八雲町と美幌町に規定されている項目以外に、文書管理に関する項目が規定されており、行政文書の管理について明記されております。美瑛町では、文書事務取扱規定

に基づいて運用されている内容となります。そのほかに、財政援助出資団体に関する規定が設けられており、自治体が出資している、又は財政的支援をしている団体に対する指導や監督に関する規定が盛り込まれております。

- ・占冠村につきましては、意見公募の規定が盛り込まれております。この規定につきましては、町民コメント、パブリックコメントのことを規定した内容となりますが、美瑛町の仮置き案の中では、町民参加の章の中で、パブリックコメントの実施や、まちづくり委員会などの審議会の開催を規定しておりますので、行政運営の章で規定しているまちもあるということで、ご紹介しておきます。

- ・安平町では、行政組織の編成が規定されておりまして、役場組織の横断的な連携や、長期的な視点に立った機構改革について規定されております。

- ・小樽市では、委員の公募ということで、審議会を設置する規定が設けられているほか、法務について、法令等の適正な解釈と運用を行うこと、外部監査を実施することなど、数多くの規定が短い条文で規定されております。

- ・鹿追町では、財政の章を別に設けておりまして、行政の予算執行や財産管理について別建てで規定されております。

- ・ニセコ町につきましては、大きく分けて、総合計画に関することと、財政運営に関すること、事業評価に関することが規定されております。

- ・最後に、今回の宿題として「行政運営の章」の論点をまとめております。今回はシンプルな論点となっております。最後に、論点1は、行政運営の章の中で具体的規定をどこまで盛り込むかになります。意見とりまとめ票のエクセルデータに選択式で回答できるようにしておりますので、このプレゼン資料の6ページの具体的規定例を選んでいただきたいと思っております。また、その選んだ理由や、条文案として明記した方が良いと思われる言葉を記入していただければと思います。

- ・論点2は「情報共有」と「町民参加」を具体化するルールをどこまで盛り込むかになります。この論点は、行政運営の章ではなく、「情報共有」の章や「町民参加」の章で規定される論点になるかもしれませんが、改めて、専門部会員の皆さんの意見をお聴きするものとなります。これまでの部会でも議論してきている内容となるため、空欄のままでも結構です。振り返りの部会を行う際に、再度議論していただくことになろうかと思っております。

- ・論点3は、そのほかに、行政の章で規定したほうが良い内容があれば、自由回答で記入してください。

- ・以上で、行政運営の章に関する説明を終わります。

- ・「行政運営」について、何かご質問はございますか。

(議員A)

- ・議会の論点整理に戻ってしまい申し訳ありませんが、1番最後の「町民との情報共有と町民参加」において、1項に「議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して」とありますが、美瑛町においては議会会議規則あるいは委員会条例で、本会議でも委員会でも実施できるような規定がありますので、ここのはこれにおいてしまった方が良く思っていますので、検討いただきますようお願いいたします。

(事務局)

- ・今のご指摘の部分も含めて、再度検討・整理したいと思います。

- ・戻りまして、行政運営について質問はございますか。

(議員B)

- ・資料の10ページにあるまちづくり委員については任期があるものですが、まちづくり委員の選出についてはどのように実施しているのでしょうか。まちづくり委員は町民の代表なので、行政区長や町内会長の推薦の他、公募等の方法があると思いますが、なかなか応募が集まらない状況だと思います。色々な話を聞くためにも、どのような方法で募集しているのか、また任期について教えてください。

(事務局)

- ・まちづくり委員会は幅広い方にご参加いただく必要があると思います。

- ・現在、町内の各産業や各団体を代表する方に来ていただいております。また、4月末をもって任期満了

の委員もいることから公募も行っており、町広報やホームページで募集を行い公募委員として参加いただく方もいらっしゃいます。公募委員の人数については、全体の3割程度と規定されています。

・任期については、1期が2年となっていますが、規定の中で最大6年間委員を務めることができるとされており、最大の6年間務めていただく委員もいらっしゃいます。

(議員B)

・委員の成り手は十分にいいのか教えてください。

(事務局)

・今年は改選期ということで、各団体から後任の方を紹介いただいているところですが、公募についても複数の方から応募いただいている状況です。人数が集まらなくて困る状況ではありません。

・まちづくり委員会については、自治の担い手という特徴もありますので、担い手の確保については課題になってくると思います。今後、地域運営組織の視点も出てくると思いますので、地域からの推薦で委員会に入っていただくような考えも出てくる可能性があります。今後の自治基本条例の検討の中でも、担い手確保について考えていかないといけないと思っています。

(委員B)

・11ページにある「具体的規定例の概要」において「美瑛町では行政手続条例がすでに規定されているが」とありますが、美瑛町にはいくつの条例が規定されているのでしょうか。全てを網羅している人はいないということでしょうか。最高規範とされる自治基本条例を策定している中で、それと並行して様々な条例が存在しており、重複するような条例との整合性はどこの部門で取ることになるのでしょうか。

(事務局)

・自治基本条例を勉強していく中で、全ての条例に紐づいてくると考えていますが、全てを自治基本条例の中で規定するのは難しいと考えており、今回の「行政手続条例」については、特に重要だから規定すべきという意見が大きければ「行政手続条例に基づく」というような表現で規定していくという考えで、反対に、そのような意見が無ければ自治基本条例の中では規定しないということになると思っています。

・ある程度仮置き案が出来上がった状態で、全ての条例と併せながら見直していくという作業が必要になるとは思いますが、専門部会の中で全てを見直していくことはできないと思いますので、そこは事務局の方で実施することになるとは思います。

(委員B)

・条例は議会を通して制定されると思いますが、議会事務局で全てを把握しているということではないのですね。

(事務局)

・条例だけで数百本存在していると思います。町のホームページに例規集のリンクがあり、そこではすべての条例の内容を見ることができます。また、役場の各課に例規集という本があり、その中には全ての条例が載っています。

・最終的に、自治基本条例がある程度固まった時点で、他の条例と整合が取れているかの確認を行う必要はありますので、事務局の方で確認を行います。行政側の手続きとして条例審査委員会という組織において法務上問題がないか確認を行うこととなります。

(議員C)

・13ページの公益通報と15ページの外部監査についてですが、他の自治体においても公益通報について触れている事例と触れていない事例がありますが、場合によっては組織が後退するようなこともあります。公益通報とは、分かりやすく言えば密告制度になるため、機微な条文となると思いますので、慎重に規定してほしいなと思います。

・外部監査については、具体的にはどのようなイメージでしょうか。

(事務局)

・外部監査については、数年前に地方自治法でも監査制度の見直しがあったと思いますが、監査委員自体は議会からの選出と外部監査委員によって実施されるものですが、議会から選出しなくても良いよ

うに見直しが行われていますし、外部監査制度の活用についてもうたわれていたと思いますので、どのように規定していくか検討していきたいと考えております。

・外部監査については、専門的な内容になってきますので、受け手はあるのかという課題はあると思いますので、監査委員の意見も踏まえて規定することになると思います。

(議員C)

・公益通報も、外部監査も、はっきりと明記してしまうと、自由活発な組織活動ができないことになる可能性がありますので、慎重に取り扱った方が良いと思います。

(事務局)

・他の自治体では、公益通報に係る条例を設けている例もありますが、縛りすぎると組織の硬直を招くこともあると思いますので、まずは皆さんのご意見を伺えればと思います。公益通報についても、外部監査についても、メリットがあればデメリットもあるという認識で意見をいただければと思います。

(委員C)

・他の自治体の事例において、「行政運営」の章の中で情報共有や町民参加について規定している例はほとんどないと思いますが、論点のポイントについては、町の具体的な活動を記載すべきか否かということなのか、あるいは統括的に情報共有及び町民参加のあり方を盛り込むということが論点になっているのか、あるいは別のことが論点になっているのか、説明してください。

(事務局)

・この章で具体的な情報共有や町民参加を規定するというよりは、これまでの章を改めて振り返ったときに情報共有の中で具体化するべき部分があれば自由に記載していただきたいと思っており、条文でまとめるというよりは、振り返りの部会の中で活用させていただきたいと思っています。

(3) チーム会議

中間報告案の意見交換終了後、専門部会員において次の内容について議論した。

- ・今後のスケジュール
- ・現時点の条例案の課題点
- ・専門部会の取組に係る町民への情報発信方法及び情報発信のタイミング
- ・町民参加の方法について
- ・町民説明会の開催について

4 閉会